

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会報告案

1. 品目名：ノバルロン (Novaluron)
2. 用途：殺虫剤
3. 化学名：(RS)-1-[3-クロロ-4-(1,1,2-トリフルオロ-2-トリフルオロメトキシエトキシ)フェニル]-3-(2,6-ジフルオロベンゾイル)ウレア
4. 物性等：分子式 $C_{17}H_9ClF_8N_2O_4$
 分子量 492.7
 水溶解度 0.003mg/l (20°C)
 分配係数 $\log Pow=4.3$
 (メーカー提出資料より)
5. 適用病害虫の範囲及び使用方法

本薬の適用病害虫の範囲及び使用方法は以下のとおり。

剤型	乳剤 (9.5%)					
適用病害虫の 範囲及び使用 方法	作物名	適用病害虫名	使用方法			
			希釈倍数	使用時期	使用回数*	方法
	キャベツ	コナガ	2,000～	収穫7日 前まで	3回以内	散布
		アオムシ	3,000倍			
		ヨトウムシ	2,000倍			
	なす	コナジラミ類	2,000倍	収穫前日 まで	4回以内	
		オオタバコガ				
		マメハモグリバエ				
	トマト	コナジラミ類				
オオタバコガ						

※ノバルロンを含む農薬の総使用回数

6. 作物残留試験結果

キャベツを用いた作物残留試験において、本薬（9.5%乳剤）の2,000倍希釈液を計3回散布（200～350L/10a）したところ、散布後7～21日の最大残留量は0.28, 0.32ppmであった。

なすを用いた作物残留試験において、本薬（9.5%乳剤）の2,000倍希釈液を計4回散布（183～210L/10a）したところ、散布後1～7日の最大残留量は0.12, 0.16ppmであった。

トマトを用いた作物残留試験において、本薬（9.5%乳剤）の2,000倍希釈液を計4回散布（200～323L/10a）したところ、散布後1～7日経過時の最大残留量は0.16, 0.32であった。

農作物	試験条件		申請使用方法内での最大残留値(ppm)
	剤型	使用量・使用方法	
キャベツ	乳剤(9.5%)	2,000倍散布	0.28, 0.32
		200～350L/10a	
なす	乳剤(9.5%)	2,000倍散布	0.12, 0.16
		183～210L/10a	
トマト	乳剤(9.5%)	2,000倍散布	0.16, 0.32
		200～323L/10a	

7. ADIの評価

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、平成15年10月29日付厚生労働省発食安第1029001号により食品安全委員会あて意見を求めたノバルロンに係る食品健康影響評価について、以下のとおり評価案（参考資料1参照）が提案されている。

無毒性量：1.1mg/kg/day

（動物種） ラット

（投与方法） 混餌投与

（期間/試験の種類） 24ヶ月慢性毒性/発がん性併合試験

安全係数：100

ADI：0.011mg/kg/day

8. 基準値案

①残留の規制対象：ノバルロン本体

②基準値案は別添のとおりである。

各農産物について基準値案の上限まで又は作物残留試験成績等のデータから推定され

る量の本薬が残留していると仮定した場合、国民栄養調査結果（参考資料2参照）に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（推定一日摂取量）のADIに対する比は、

国民平均	9.22%
幼小児（1～6歳）	27.69%
妊婦	8.00%
高齢者（65歳以上）	8.79%

である。

- ③本薬については、10月28日付で公表した残留農薬等の暫定基準（第1次案）に含まれているが、今般農薬取締法に基づく登録申請により残留基準を設定することに伴い、暫定基準（案）から削除する。

農産物名	基準値 案 ppm	登録 有無	参考基準値			作物残留試験成績 ppm	暫定基準案 (1次案)
			登録保留 基準値 ppm	国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm		
キャベツ	1	登録申請中				0.28, 0.32	
トマト	1	登録申請中				0.16, 0.32	
なす	0.5	登録申請中				0.12, 0.16	
りんご	1				1 オーストラリア		1
日本なし	1				1 オーストラリア		1
西洋なし	1				1 オーストラリア		1
マルメロ	1				1 オーストラリア		1
びわ	1				1 オーストラリア		1
綿実	1				1 オーストラリア		1